

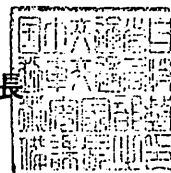


別紙

国自整 第5号の2  
平成18年4月19日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 自動車交通局技術安全部  
整備課長



指定整備事業者が会社法等の規定に基づき組織変更を行う場合の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知方お願いいたします。

国 自 整 第 5 号  
平成18年4月19日

各地方運輸局自動車技術安全部長

沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車交通局技術安全部  
整備課長

指定整備事業者が会社法等の規定に基づき組織変更を行う場合の取扱いについて

指定自動車整備事業者が事業場の設備、技術及び管理組織（事業場管理責任者、整備主任者、主任技術者及び自動車検査員）を変更せずに、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に基づき、下記の変更を行う場合にあっては、変更前後の法人格に同一性があるものと解せ、かつ、適正な指定整備業務を遂行し得るものと思料される。

このため、係る場合にあっては、事業者負担の軽減及び事務処理の合理化をより一層推進するため、指定自動車整備事業に係る申請を要しないこととしたので、了知されたい。

なお、「指定自動車整備事業者が商法及び有限会社法の規定に基づき組織変更を行う場合の取扱いについて」（平成7年9月8日付け自整第220号）は本通達の施行をもって廃止する。

記

1. 会社法第638条に規定される持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社の総称）内の変更
2. 会社法第744条に規定される株式会社から持分会社への変更
3. 会社法第746条に規定される持分会社から株式会社への変更
4. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条に規定される有限会社から株式会社への変更